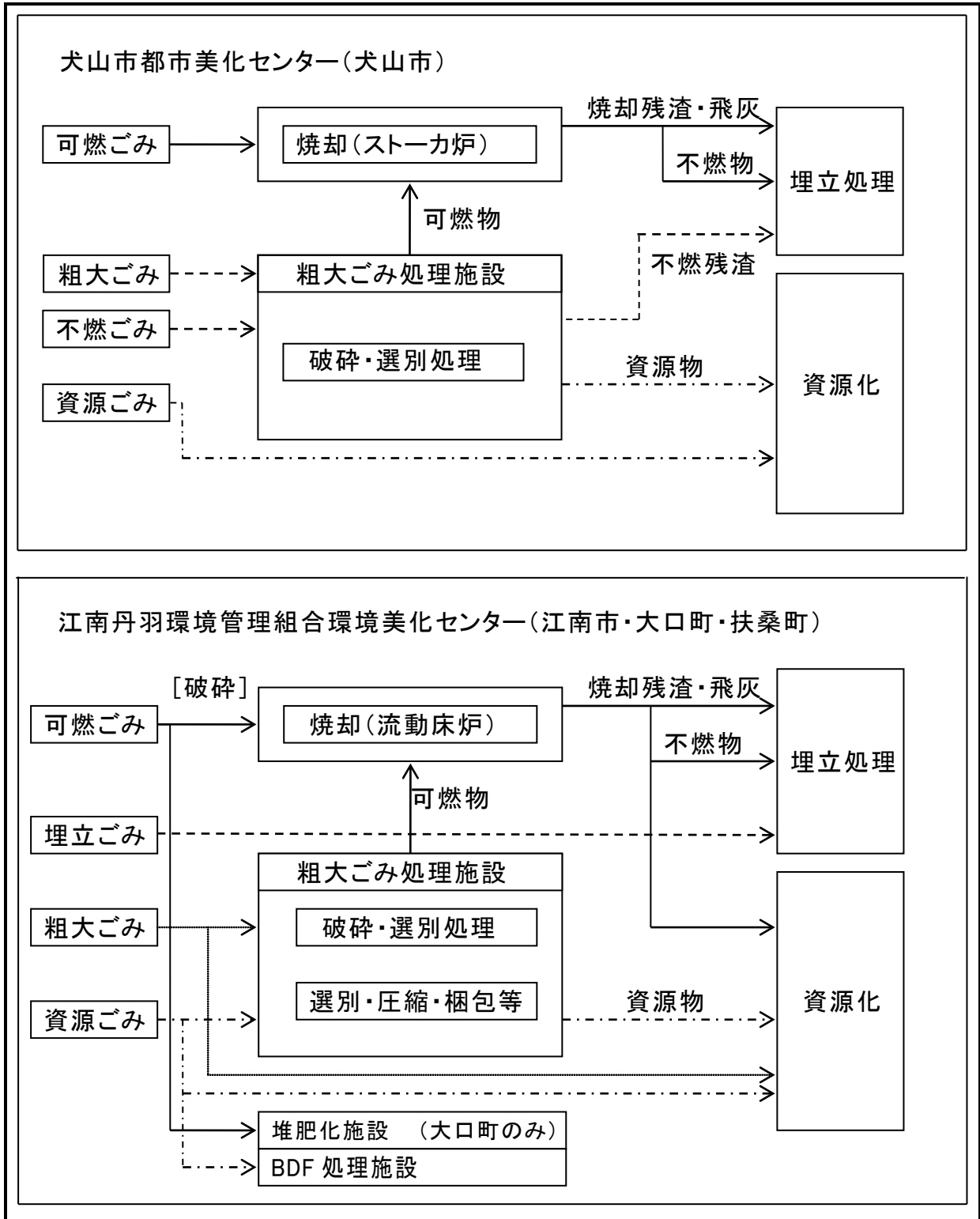


## 第5章 中間処理計画

### 1 2市2町の間処理の状況

2市2町の間処理の状況は図5-1のとおりである。

図5-1 2市2町中間処理の状況



## 2 中間処理計画

### (1) ごみの分別

新ごみ処理施設の整備に併せて、2市2町で分別品目の統一を検討する。

### (2) 収集・運搬計画

#### ア 収集・運搬体制

##### (ア) 収集区域の範囲

2市2町全域を計画収集区域とする。

##### (イ) 収集・運搬の実施体制

新ごみ処理施設の整備に向けて収集品目や収集運搬体制の見直しを検討する。

#### イ 収集運搬車両による環境負荷の低減促進

低公害車の導入など、収集運搬車両による環境負荷低減について調査・研究を進める。

### (3) 焼却施設の整備

新たに整備する熱回収（焼却）施設等は、発電・売電を視野に入れた検討を行い、熱エネルギーの有効活用を図るものとする。また、焼却残渣について、熔融固化物や焼成物等として再資源化を図ることを検討する。

新たな熱回収（焼却）施設が整備されるまでの期間は、既存の焼却施設で適正な処理ができるよう維持管理を行っていく。

### (4) 粗大ごみ（不燃ごみ）破砕処理施設の整備

粗大ごみ（不燃ごみ）破砕処理施設についても、新ごみ処理施設の建設に併せて整備を検討する。

### (5) その他のごみ処理関連施設の整備

リサイクルセンター、ストックヤードなどの施設についても検討する。

### (6) 減量化・資源化計画

ごみ減量、資源化の取り組みは、今後も継続的に各市町で主体的に進めていくことになるが、相互の取り組みに対しては、積極的に情報交換を行い、各市町の施策に反映していく。